

現行の頁	現行（令和7年12月）	補訂（令和8年3月 Ver1.1）
表紙	<p style="text-align: center;">津波・高潮対策における 水門・陸閘等の現場操作ハンドブック</p> <p style="text-align: center;">令和7年12月</p> <p style="text-align: center;">農林水産省 農村振興局 農林水産省 水産庁 国土交通省 水管理・国土保全局 国土交通省 港湾局</p>	<p style="text-align: center;">津波・高潮対策における 水門・陸閘等の現場操作ハンドブック <b>(Ver.1.1)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>令和8年3月</b></p> <p style="text-align: center;">農林水産省 農村振興局 農林水産省 水産庁 国土交通省 水管理・国土保全局 国土交通省 港湾局</p>

津波・高潮対策における水門・陸閘等の現場操作ハンドブック 新旧対照表

現行の頁	現行（令和7年12月）	補訂（令和8年3月 Ver1.1）									
新規		<p><b>○更新履歴</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1635 283 1742 329">版 数</th> <th data-bbox="1748 283 2116 329">日 付</th> <th data-bbox="2122 283 2789 329">策定・補訂の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1635 333 1742 380">Ver1</td> <td data-bbox="1748 333 2116 380">令和7年12月</td> <td data-bbox="2122 333 2789 380">・新規策定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 384 1742 430">Ver1.1</td> <td data-bbox="1748 384 2116 430">令和8年3月</td> <td data-bbox="2122 384 2789 693">・令和8年から開始される気象庁による新たな防災気象情報の運用に伴い、水門・陸閘等の操作判断等に活用されている高潮予警報に係る情報の名称や発表基準等が変更になるとともに、新たに波浪や潮位に関する予測値などの時系列情報等が発表されることとなるため、これらの変更内容等を反映</td> </tr> </tbody> </table>	版 数	日 付	策定・補訂の概要	Ver1	令和7年12月	・新規策定	Ver1.1	令和8年3月	・令和8年から開始される気象庁による新たな防災気象情報の運用に伴い、水門・陸閘等の操作判断等に活用されている高潮予警報に係る情報の名称や発表基準等が変更になるとともに、新たに波浪や潮位に関する予測値などの時系列情報等が発表されることとなるため、これらの変更内容等を反映
版 数	日 付	策定・補訂の概要									
Ver1	令和7年12月	・新規策定									
Ver1.1	令和8年3月	・令和8年から開始される気象庁による新たな防災気象情報の運用に伴い、水門・陸閘等の操作判断等に活用されている高潮予警報に係る情報の名称や発表基準等が変更になるとともに、新たに波浪や潮位に関する予測値などの時系列情報等が発表されることとなるため、これらの変更内容等を反映									
1	<p><b>はじめに</b></p> <p><b>1. 1 ハンドブックの目的</b></p> <p>災害時における水門・陸閘等の操作にあたっては、閉鎖作業に従事する現場操作員の安全確保が最優先であり、安全な場所への退避をあらかじめ考えておくことが重要です。</p> <p>本ハンドブックは、現場操作員の方を対象に、水門・陸閘等の災害時の閉鎖作業や退避等に関し、知っておくべき基本的事項を普及・啓発する狙いをもってとりまとめたものです。</p> <p>本ハンドブックでは、水門・陸閘等の確実な閉鎖及び現場操作員の安全の確保の観点から、現場操作員が最低限把握すべき項目をチェックリスト形式で整理しています。チェックリストを確認し、把握していない項目がある場合、管理者に相談するようにしてください。そして、災害時においては、これらの情報をすぐ確認できるように、参考資料2に掲載している、「閉める手引き（携行版）」を各自の状況に応じて、必要事項を記入し、携行することを推奨します。</p> <p>また、ハンドブックの参考資料1では、現場操作員による水門・陸閘等の閉鎖、退避等の一連の業務及び委託契約に関する基本的事項を整理していますので、チェックリストの確認時や訓練等において疑問が生じた場合に、参考資料1を確認し、業務に係る理解を深めていただくことを期待しています。</p> <p>なお、チェックリストのすべての項目を把握されている場合でも、現場操作員の体調など常に条件は変化し得るため、年1、2回の実地訓練等を実施し、その結果等を踏まえ、継続的にこれらを改善することを期待します。また、担当者や連絡先等が変更になることもあるため、定期的にチェックリストに変更や修正がないか確認するとともに、ご自身の連絡先等に変更があった際も、速やかに管理者へ報告するようお願いいたします。</p> <p>本ハンドブックの内容は、海岸管理者等の施設管理者向けに策定した「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver3.2）（令和7年12月）」（以下、「ガイドライン」）から、特に現場操作員の方に関係する内容を抜粋したものとなっています。このため、水門・陸閘等の管理運用について、より体系的にノウハウを確認する必要がある場合は、ガイドラインを参照できます。</p>	<p><b>はじめに</b></p> <p><b>1. 1 ハンドブックの目的</b></p> <p>災害時における水門・陸閘等の操作にあたっては、閉鎖作業に従事する現場操作員の安全確保が最優先であり、安全な場所への退避をあらかじめ考えておくことが重要です。</p> <p>本ハンドブックは、現場操作員の方を対象に、水門・陸閘等の災害時の閉鎖作業や退避等に関し、知っておくべき基本的事項を普及・啓発する狙いをもってとりまとめたものです。</p> <p>本ハンドブックでは、水門・陸閘等の確実な閉鎖及び現場操作員の安全の確保の観点から、現場操作員が最低限把握すべき項目をチェックリスト形式で整理しています。チェックリストを確認し、把握していない項目がある場合、管理者に相談するようにしてください。そして、災害時においては、これらの情報をすぐ確認できるように、参考資料2に掲載している、「閉める手引き（携行版）」を各自の状況に応じて、必要事項を記入し、携行することを推奨します。</p> <p>また、ハンドブックの参考資料1では、現場操作員による水門・陸閘等の閉鎖、退避等の一連の業務及び委託契約に関する基本的事項を整理していますので、チェックリストの確認時や訓練等において疑問が生じた場合に、参考資料1を確認し、業務に係る理解を深めていただくことを期待しています。</p> <p>なお、チェックリストのすべての項目を把握されている場合でも、現場操作員の体調など常に条件は変化し得るため、年1、2回の実地訓練等を実施し、その結果等を踏まえ、継続的にこれらを改善することを期待します。また、担当者や連絡先等が変更になることもあるため、定期的にチェックリストに変更や修正がないか確認するとともに、ご自身の連絡先等に変更があった際も、速やかに管理者へ報告するようお願いいたします。</p> <p>本ハンドブックの内容は、海岸管理者等の施設管理者向けに策定した「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver3.3）（令和8年3月）」（以下、「ガイドライン」）から、特に現場操作員の方に関係する内容を抜粋したものとなっています。このため、水門・陸閘等の管理運用について、より体系的にノウハウを確認する必要がある場合は、ガイドラインを参照できます。</p>									

津波・高潮対策における水門・陸閘等の現場操作ハンドブック 新旧対照表

現行の頁	現行（令和7年12月）	補訂（令和8年3月 Ver1.1）
	<p>最後に、ハンドブックを確認し、安全や確実な閉鎖に不安がある場合は、管理者と話し合われることを推奨します。</p> <p>「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver3.2）（令和7年12月）」 → <a href="https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr7_000122.html">https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr7_000122.html</a></p> <p><b>1.2 ハンドブックの構成</b></p> <p>本編 現場操作員が把握すべき事項（チェックリスト）</p> <p>参考資料1 現場操作に関する基本的事項</p> <p>1. 操作・退避ルール</p> <p>2. 運用マニュアル</p> <p>3. 操作の委託（管理者等から操作を委託されている場合は要確認）</p> <p>参考資料2 閉める手引き（携行版）</p>	<p>最後に、ハンドブックを確認し、安全や確実な閉鎖に不安がある場合は、管理者と話し合われることを推奨します。</p> <p>「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver3.3）（令和8年3月）」 → <a href="https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr7_000122.html">https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr7_000122.html</a></p> <p><b>1.2 ハンドブックの構成</b></p> <p>本編 現場操作員が把握すべき事項（チェックリスト）</p> <p>参考資料1 現場操作に関する基本的事項</p> <p>1. 操作・退避ルール</p> <p>2. 運用マニュアル</p> <p>3. 操作の委託（管理者等から操作を委託されている場合は要確認）</p> <p>参考資料2 閉める手引き（携行版）</p>
10	<p>よらず、現場操作員の判断で出動・操作活動を開始できるものとする。</p> <p>・操作開始の判断基準は、「(ア) 出動・閉鎖操作を開始する判断基準」、「(イ) 閉鎖操作を行う対象施設の判断基準」、「(ウ) 操作の指示の有無」等を組み合わせ、地域の実情に応じて適切な方法で設定するものとする。</p> <p>(ア) 出動・閉鎖操作を開始する判断基準（ただし、退避可能な場合に限り出動）</p> <p>・閉鎖操作を行う判断基準は、災害の種類ごとに異なる。（6）に記述する退避の判断基準を</p>	<p>よらず、現場操作員の判断で出動・操作活動を開始できるものとする。</p> <p>・操作開始の判断基準は、「(ア) 出動・閉鎖操作を開始する判断基準」、「(イ) 閉鎖操作を行う対象施設の判断基準」、「(ウ) 操作の指示の有無」等を組み合わせ、地域の実情に応じて適切な方法で設定するものとする。</p> <p>・なお、気象庁から発表される情報を判断基準として用いる場合、令和8年度から、高潮予警報に係る情報の名称や発表基準等が変更になり、加えて、新たに潮位や波高などの予測値等が発表されるため、これらを踏まえて判断基準などの操作規則への影響の有無について確認を行う必要がある。その上で必要がある場合には、地域の実情等に応じて操作規則等の見直しを行うことが必要である。</p> <div data-bbox="1780 1218 2641 1743"> </div> <p>図3 新たな防災気象情報の運用に伴う高潮予警報等に係る情報の変更</p> <p>(ア) 出動・閉鎖操作を開始する判断基準（ただし、退避可能な場合に限り出動）</p> <p>・閉鎖操作を行う判断基準は、災害の種類ごとに異なる。（6）に記述する退避の判断基準を</p>

津波・高潮対策における水門・陸閘等の現場操作ハンドブック 新旧対照表

現行の頁	現行（令和7年12月）	補訂（令和8年3月 Ver1.1）
	<p>満足することを前提として、気象庁の発表する情報等に基づき設定する。例えば、以下の ような設定方法が考えられる。</p> <p>例1 水門・陸閘等の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された時 例2 水門・陸閘等の所在地に高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報が発表された時</p> <p>・なお、閉鎖操作の開始に当たっては、堤外地にいる人々（海水浴客等）、利用企業（工場等）、 道路管理者、バス事業者、船舶事業者等の関係者による利用状況等についても留意する。</p> <p><b>（イ）閉鎖操作を行う対象施設の判断基準（優先順位の設定）</b></p> <p>・想定される津波や高潮の規模に応じて、背後地の被害が生じ得る施設に限定して閉鎖する 場合が考えられる。</p> <p>・高潮時は、水門等については、当該施設背後の堤防高等も踏まえて、閉鎖すべき潮位を定 める。閉鎖を開始するタイミングについては、閉鎖操作にかかる時間に留意する。陸閘に ついては、高潮注意報・高潮警報等が発表された場合に、当該施設が設置されている地盤 の高さに基づいて設定された潮位に達した段階で閉鎖する。例えば、以下のような設定方 法が考えられる。</p> <p>例1 水門・陸閘等の所在地に津波警報、大津波警報（又は高潮警報、高潮特別警報） が発表された時は全門を閉鎖する 例2 水門・陸閘等の所在地に津波注意報（又は高潮注意報）が発表された時は T.P. ○m 以下に位置する施設を閉鎖する 例3（高潮時）水門・陸閘等の所在地に高潮注意報が発表された場合、潮位が T.P.△m になった時点で、T.P.○m 以下に位置する施設を閉鎖する 例4 水門・陸閘等の所在地に発表された予想津波高さに応じて、別表に定める施設を 閉鎖する</p>	<p>満足することを前提として、気象庁の発表する情報等に基づき設定する。例えば、以下の ような設定方法が考えられるため、地域の実情等を踏まえ、適切な基準を設定すること。</p> <p>例1 水門・陸閘等の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された時 例2 水門・陸閘等の所在地にレベル2 高潮注意報、レベル3 高潮警報又はレベル4 高 潮危険警報が発表された時</p> <p>例3 時系列情報（明日までの警報等の見通し）において、水門・陸閘等の所在地で T.P. ○m を超える予測値が発表された時（若しくは、…が発表され、T.P.○m を超え る時間帯の△時間前になった時）</p> <p>例4 水門・陸閘等の所在地に関する気象解説情報（高い潮位や大潮等に関する気象解 説情報、府県気象解説情報（台風第○号）等）が発表された時（若しくは、…が 発表され、被害が生じる恐れのある時間帯の△時間前になった時）</p> <p>例5 ○○に設置された潮位計又は検潮所の潮位が T.P.△m に達し、さらに上昇する おそれがある時</p> <p>・なお、閉鎖操作の開始に当たっては、堤外地にいる人々（海水浴客等）、利用企業（工場等）、 道路管理者、バス事業者、船舶事業者等の関係者による利用状況等についても留意する。</p> <p><b>（イ）閉鎖操作を行う対象施設の判断基準（優先順位の設定）</b></p> <p>・想定される津波や高潮の規模に応じて、背後地の被害が生じ得る施設に限定して閉鎖する 場合が考えられる。</p> <p>・高潮時は、水門等については、当該施設背後の堤防高等も踏まえて、閉鎖すべき潮位を定 める。閉鎖を開始するタイミングについては、閉鎖操作にかかる時間に留意する。陸閘に ついては、高潮注意報・高潮警報等が発表された場合に、当該施設が設置されている地盤 の高さに基づいて設定された潮位に達した段階で閉鎖する。例えば、以下のような設定方 法が考えられるため、地域の実情等を踏まえ、適切な基準を設定すること。</p> <p>例1 水門・陸閘等の所在地に津波警報、大津波警報（又はレベル3 高潮警報、レベル 4 高潮危険警報）が発表された時は全門を閉鎖する 例2 水門・陸閘等の所在地に津波注意報（又はレベル3 高潮警報）が発表された時は T.P.○m 以下に位置する施設を閉鎖する 例3 水門・陸閘等の所在地に発表された予想津波高さに応じて、別表に定める施設を 閉鎖する 例4 水門・陸閘等の所在地にレベル2 高潮注意報（又は気象解説情報）が発表された 場合、○○に設置された潮位計又は検潮所の潮位が T.P.△m になった時点で、 T.P.○m 以下に位置する施設を閉鎖する</p> <p>例5 時系列情報（明日までの警報等の見通し）において、水門・陸閘等の所在地で T.P. ○m を超える予測値が発表された場合、T.P.○m を超える時間帯の△時間前に、 T.P.◇m 以下に位置する施設を閉鎖する</p> <p>例6 ○○に設置された潮位計又は検潮所の潮位が T.P.△m に達し、さらに上昇する おそれがある場合に、T.P.◇m 以下に位置する施設を閉鎖する</p>

津波・高潮対策における水門・陸閘等の現場操作ハンドブック 新旧対照表

現行の頁	現行（令和7年12月）	補訂（令和8年3月 Ver1.1）
	<p>・災害の状況によっては、想定外に出動や閉鎖に時間がかかる等の理由で全ての閉鎖対象施設を閉鎖することが困難となり、閉鎖すべき施設の選定について現場に混乱が生じることも想定されることから、<u>管理者は優先して閉鎖する施設や閉鎖の優先順位をあらかじめ設定し、明確にするものとする。現場操作員の参集状況に応じ、操作・退避が可能な範囲で優先順位の高い施設から操作することが考えられる。</u></p> <p>（ウ）管理者による操作指示と現場操作員による操作活動着手の判断の関係</p>	<p>・災害の状況によっては、想定外に出動や閉鎖に時間がかかる等の理由で全ての閉鎖対象施設を閉鎖することが困難となり、閉鎖すべき施設の選定について現場に混乱が生じることも想定されることから、<u>管理者は優先して閉鎖する施設や閉鎖の優先順位をあらかじめ設定し、明確にするものとする。現場操作員の参集状況に応じ、操作・退避が可能な範囲で優先順位の高い施設から操作することが考えられる。</u></p> <p>（ウ）管理者による操作指示と現場操作員による操作活動着手の判断の関係</p>